２００６年
９月１５日
No.４

ささなみ

〒５２０－００４３
大津市中央1丁目５－２５
小堀マンション２０３０号室
ささなみネット
（全国金融一般労働組合滋賀支部）
ＴＥＬ・ＦＡＸ ０７７－５２２－７８６８

人員削減・長時間労働・低賃金・不安定雇用を許す「規制緩和」「労働法制改悪」について話し合いましょう

「格差社会」とよく言われます。格差の問題は所得の低い人が急増しているために起きています。「仕事がない」「正規雇用になれない」という人は多くいます。２０歳代、３０歳代に非正規労働者が増える傾向があり、非正規雇用の長期化によって、格差は固定化しつつあります。

格差社会の拡大と固定化のなかで、「能力に応じてならば」と思い込まされた人たちの中から「このままでは人間らしく生きていけない」という思いが高まっています

非正規労働者の８割は年収２００万円未満

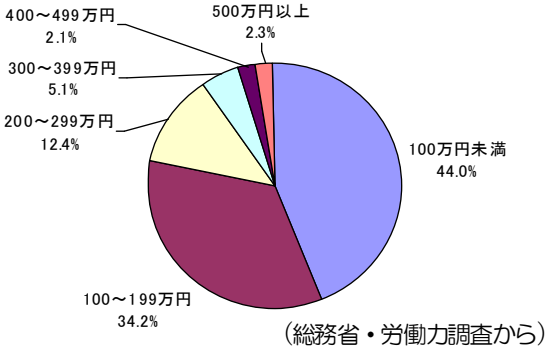

（総務省・労働力調査から）

セクハラで仕事に行けなくなっている女性から労働相談 キーワードは「された本人が嫌な気持ちであれば」 銀行はセクハラを認め、要求に答えよ！！

セクハラで仕事に行けなくなっている女性から労働相談がありました。早速本人と面談し、弁護士とも相談して、彼女が勤めているＡ銀行に身の保全などの要求を提出し、団体交渉をしています。

Ａ銀行は、団体交渉で職場ぐるみで彼女の行動を記録・報告させていたこと、彼女ひとりを一部屋に入れ、人事部・所属上司・看護士などが質問攻めにしたことなどを認めました。しかし銀行は彼女のためにしたことで、セクハラでないと言い張っています。

セクハラとは、セクシャル・ハラスメントの略語で、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を遂行するうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境をいちじるしく悪化させること」です。誉めているつもりで「いいスタイルしてるねー」とからかわれたり、世話を焼いているつもりで「結婚はまだ？」と言われたりすることも、言われた本人が嫌な気持ちであれば「不快な性的言動」となります。

銀行は、男女雇用機会均等法第２１条で、「職場における性的言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮」が求められています。

銀行が早くセクハラを認め、要求に答えることを求めます。

職場の声

Ａ支店長のマネジメント

気に入った人と入らない人のミスをしたときの対応の違い

気に入った人には、ミスをしても「もうするなよ」と言って、笑って済ましますが、それ以外の人には、朝礼や終礼で「なぜミスをしたのか」「なぜそうなったのか」発表させます。

目を付けられると何をされるか分からないので何も言えません。

朝から怒っている 一日仕事が面白くない

朝礼前に５分ほど、支店長席と支店長代理がミーティングをしています。支店長は朝から自分の思うように動かず、ご機嫌が悪いと、朝から怒っています。一日仕事が面白くないことが再々です。